

貝塚市小中学校特別教室空調設置業務
プロポーザル優先交渉権者選定基準

令和8年4月

貝塚市教育委員会

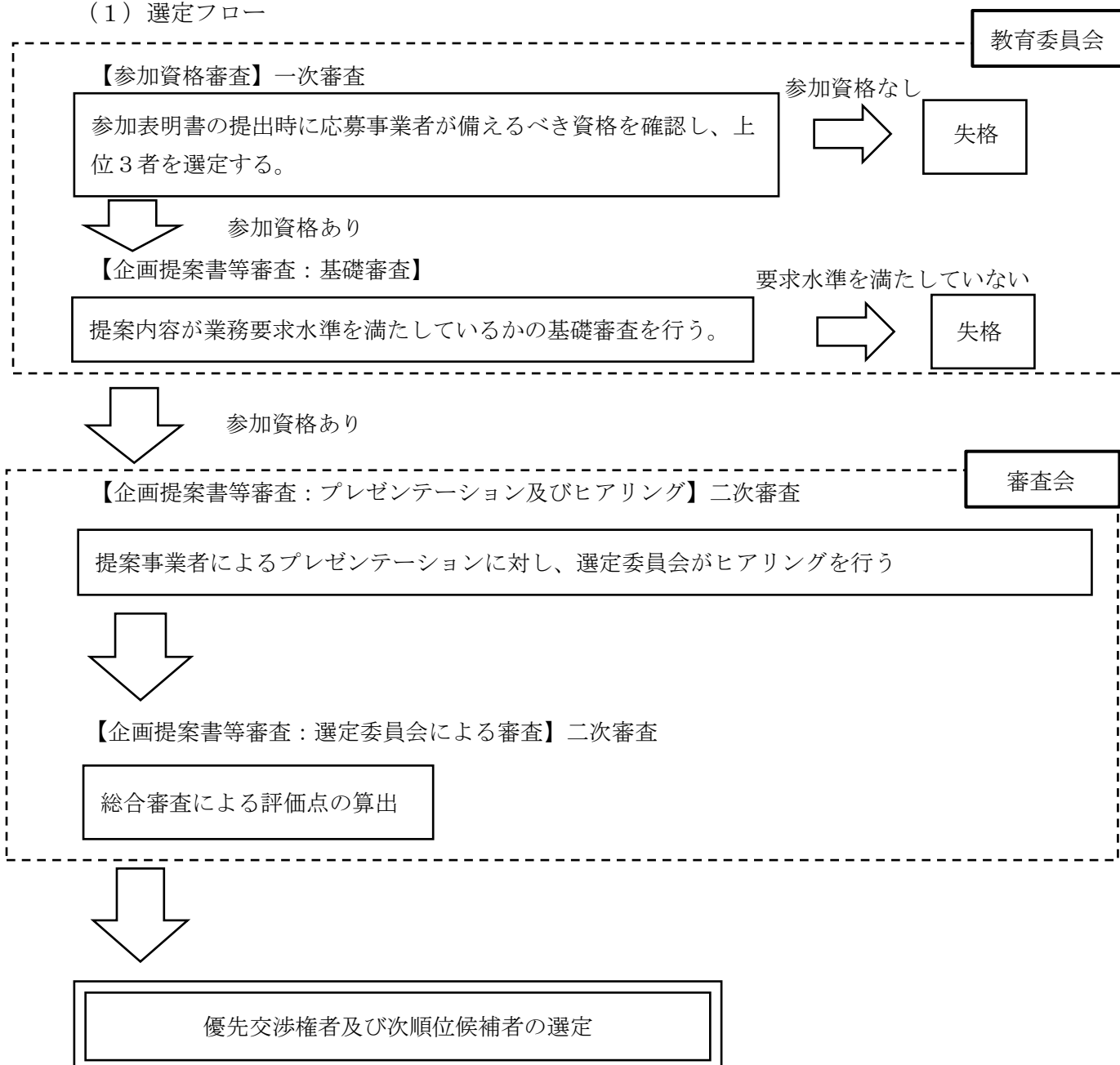
1. 本書の位置付け

本書は、貝塚市（以下、「市」という。）が、「貝塚市小中学校特別教室空調設置業務」（以下「本業務」という。）を実施するため、民間事業者の選定に際し、最も優れた提案を行った優先交渉権者を選定するための方法及び評価基準等を示すものである。

2. 優先交渉権者選定の手順

優先交渉権者の選定については、「参加資格審査」及び「企画提案書等審査」の2つの審査にて選定する。

(1) 選定フロー



(2) 選定手順

ア 参加資格審査

- ・応募事業者は、プロポーザル様式集に定める参加表明書等を市が指定する期限までに提出する。
- ・市は、提出された参加表明書等について実施要項で示した応募事業者の参加資格要件等を確認する。なお、参加資格要件を満たさなかった場合は無効となる。
- ・(別表1) 第一次審査基準に基づき「業務実績」及び「業務実施体制」を採点し、上位3者に参加資格を与え、それ以外の者は本プロポーザルへの参加資格が無いものとする。ただし、同点の場合は、監理技術者の業務実績における契約金額上位3契約の合計金額を比較し、合計金額が高い参加者に資格を与える。
- ・参加表明書等の資料が提出された後、必要に応じて、市は応募事業者と参加表明書等資料の確認のためにヒアリングを実施する。
- ・参加資格審査の結果については、応募事業者の代表企業に書面にて通知する。

イ 企画提案書等審査

- ・参加資格審査を通過した応募事業者は、別紙「実施要項6.(1) 企画提案書作成要領」に基づき、企画提案書等を市が指定する期限までに提出する。
- ・市は、基礎審査として、応募事業者から提出された企画提案書等の内容が要求水準を満たしているかについて審査を行う。
- ・市が設置する「貝塚市小中学校特別教室空調設置業務実施事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)」は、応募事業者によるプレゼンテーション及び応募事業者へのヒアリングを踏まえ、企画提案書等を審査し、優先交渉権者及び次順位候補者を選定する。
- ・選定委員会において第二次審査基準(別表2)に基づき提案書等の必要書類及びプレゼンテーション等の内容を審査し、第一次審査と第二次審査の評価点合計が最も高い者から順に優先交渉権者及び次順位候補者を選定する。
評価点合計の最も高い者が同点で2者以上である場合は、そのうち第二次審査基準評価項目「付帯業務に関する評価」の評価合計点が高い者を優先交渉権者とする。ただし、上記評価合計点が同点の場合は、審査委員の協議により優先交渉権者を決定するものとする。
- ・選定された優先交渉権者は、市ホームページにより公表する。

(3) 審査方法

応募事業者の審査は、一次審査においては、書類及び必要に応じて対話にて審査を行い、二次審査において選定委員会にて優先交渉権者と次順位候補者を選定する。

ア 参加資格審査(一次審査)

① 審査体制

貝塚市教育委員会 教育部 教育総務課

② 審査内容

(様式1) 参加表明書及び(様式2-1又は2-2) 参加資格確認申請書及び添付書類から実施要項で示した応募事業者の参加資格要件の有無について確認する。

(別表1) 第一次審査基準に基づき審査を行い、上位3者程度に参加資格を与える。ただし、第一次審査合計点が単独企業、共同企業体ともに25点未満の場合は失格とする。

③ 審査基準

参加資格要件を満たさなかった場合は、参加表明を無効とする。なお、応募事業者へのヒアリングを行う場合がある。

イ 企画提案書等審査 【基礎審査(一次審査)】

① 審査体制

貝塚市教育委員会 教育部 教育総務課

② 審査内容

企画提案書の内容が要求水準の各項目を満たしているかについて確認する。

③ 審査基準

要求水準の要件を1項目でも満たしていない場合は失格とする。なお、提案事業者へのヒアリングを行う場合がある。

ウ 企画提案書等審査 【選定委員会による審査(二次審査)】

① 審査体制

選定委員会

② 審査内容

提出されたすべての書類を対象とした評価を行う。なお、評価にあたっては、提案事業者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

第一次審査と第二次審査の評価点合計が最も高い者から順に優先交渉権者及び次順位候補者を選定する。

③ 審査基準

「(別表2) 第二次審査基準」を参照

3. 評価点の算出方法

(1) 評価点の配点

合計評価点は単独企業、共同企業体ともに210点で、配点は「(別表1) 第一次審査基準」及び「(別表2) 第二次審査基準」のとおりとする。※端数については、項目ごとに小数点第1位を四捨五入する。

また、合計評価点が単独企業、共同企業体ともに105点未満の場合は失格とする。

(2) 企画提案書の内容に関する評価

第一次、第二次審査基準の内容に応じ、以下に示す評価方法により評価する。

ア 定性評価

次の表に示す評価方法で各審査委員が各項目について採点し、平均化処理をして企画提案書の内容に関する評価を行う。

評価	評価内容	採点基準
A	非常に優れている	配点×1.00
B	AとCの間	配点×0.75
C	普通	配点×0.50
D	CとEの間	配点×0.25
E	要求水準と同等である	配点×0.00

イ 定量評価

「(別表1) 第一次審査基準」及び「(別表2) 第二次審査基準」に示す計算方法により評価する

(別表1) 第一次審査基準

① 単独企業の場合

評価対象	評価項目	判断基準	配点
事業者に関する項目 (50点)	業務実績 (25点)	・過去10年以内に本業務と同種業務について、十分な実績があるか。(※1参照)	
		貝塚市内での実績 6件以上→10点、5件→9点、4件→8点、 3件→7点、2件→6点	10点
		貝塚市外での実績 6件以上→5点、5件→4点、4件→3点、 3件→2点、2件→1点	5点
		※貝塚市内・外の実績の合計(上限)計15点	
		・配置予定である監理技術者の業務実績が、過去5年以内に本業務と同種業務について、十分な実績があるか。(貝塚市内・外問わない)(※2参照) 実績が5件以上→10点、4件→8点、 3件→6点、2件→4点、1件→2点	10点
	業務実施体制 (25点)	・貝塚市内の事業者の場合→25点 ・貝塚市外の事業者の場合→20点	25点
第一次審査合計点			50点

② 共同企業体の場合

評価対象	評価項目	判断基準	配点
事業者に関する項目 (50点)		・過去10年以内に本業務と同種業務について、十分な実績があるか。(※1参照)	
		貝塚市内での実績 6件以上→10点、5件→9点、4件→8点、3件 →7点、2件→6点	10点

	業務実績 (25点)	貝塚市外での実績 6件以上→5点、5件→4点、4件→3点、3件→2点、2件→1点	5点
		※貝塚市内・外の実績の合計(上限) 計15点	
	業務実施体制 (25点)	・配置予定である監理技術者の業務実績が、過去5年以内に本業務と同種業務について、十分な実績があるか。(貝塚市内・外問わない)(※2参照) 実績が5件以上→10点、4件→8点、3件→6点、2件→4点、1件→2点	10点
		・代表構成員が貝塚市内の事業者の場合→15点 ・代表構成員が貝塚市外の事業者の場合→10点	15点
第一次審査合計点			50点

※1 同種業務の業務実績は、官公庁が管工事業種として発注した過去10年以内(平成28年4月1日～令和8年3月31日までの間)に完成・引渡し完了した、国立及び公立小・中・義務教育学校及び高等学校の施設において空調設備の新設又は更新工事で契約金額が600万円以上の業務とし、単独企業あるいは共同企業の代表構成員及び代表構成員以外の構成員の実績とする。

※2 監理技術者の業務実績は、管工事業種の同種業務における過去5年以内(令和3年4月1日～令和8年3月31日までの間)に単独企業及び共同企業体の代表構成員での監理技術者の実績とする。

※3 業務実績の根拠となる契約書(写し)、仕様書、コリンズ等添付すること。

※4 配置予定である監理技術者の資格証(写し)を添付すること。

※5 業務実施体制(共同企業体)の配点は加点方式とする。

(別表2) 第二次審査基準

評価対象	評価項目			備考	配点
	大分類	中分類	小分類		
提案書に関する項目 (130点)	事業全体に関する評価 (10点)	本事業に対する基本的な考え方	・本事業の目的を理解した企画提案となっているか。		10点
	事業特性に関する評価 (10点)	学校施設の特性	・学校施設の特性を理解し、各教室の利用目的や利用実態を踏まえた提案となっているか。 ・災害時の避難所としての利用を踏まえた提案となっているか。		10点
	地域人材の活用に関する評価 (25点)	地域人材の活用・育成	・市内事業者の参画・人材の活用した提案となっているか。	協力会社に貝塚市内に本店を有する事業者が参画している場合(※1、2参照) 3社以上→15点、2社→10点、1社→5点、0社→0点	15点
			・市内事業者の育成に関する工夫がされた提案となっているか。		
	安全確保に関する評価 (15点)	児童・生徒の安全確保	・児童・生徒及び学校関係者の安全確保に配慮した提案となっているか。		15点
	施工計画に関する評価	学校活動への配慮	・学校運営や授業への影響を最小限とする計画の提案となっているか。		10点

	(25点)	業務工程表	・設計から施工まで効率的かつ実現性の高い全体工程の提案となっているか。		15点
	体制に関する評価 (10点)	業務連絡体制	・市と監理技術者及び各業務主任技術者等との業務連絡体制等について有効な提案となっているか。		10点
	付帯業務に関する評価 (35点)	学習機会の創出	・SDGsの理念を踏まえた環境教育等への活用が期待できる提案となっているか。		20点
		継続的な活用	・学校教育の中で継続的に活用できる仕組みや工夫が提案されているか。		15点
見積価格に関する項目 (30点)	見積価格 (30点)		(最も低い提案価格 / 当該事業者の提案価格) × 30		30点
第二次審査合計点					160点

※1 別途（様式8-1、様式8-2）協力事業者一覧表及び協力事業者参加表明書を提出

※2 協力会社は、令和8・9年度貝塚市入札参加資格者名簿に登載されているものとする。（但し、設計責任者はこの限りではない）